

## 総 説

# わが国社会的企業等に関する一考察

A case-study on social enterprises and social business in Japan

坂本 忠次

**要約：**本稿は、最近ヨーロッパやアメリカでも論議になっており、わが国でも論じられ始めている地域福祉と福祉文化におけるサードセクター、特に社会的企業（Social Enterprise）をめぐる問題についての筆者のこれまでの論述をもとにして、わが国におけるこれらのいくつかの事例と今後への可能性について検証することを課題としている。まず地域福祉における公民連携の方向性について、社会福祉協議会の活動、行政分野における指定管理者制度、1998年成立のNPO法成立に伴う福祉NPO、福祉協同組合などについてその特質と問題点などをみたのち、過疎自治体における雇用創出型ソーシャルビジネスの事例、日本型コミュニティビジネスへの萌芽ともいべき高齢者協同組合のうち特に岡山県高齢者福祉協同組合の福祉文化活動、社会的排除克服型としての釜ヶ崎支援機構ほかの活動事例などを紹介検討した。そうして、最近の経済産業省をめぐる社会的起業（ソーシャル・ビジネス）育成への動きなどにもふれた後、わが国における社会的企業発達への可能性と今後の地域福祉における役割の方向について論じた。

**Key Words：**社会的企（起）業、サードセクター、公民連携、雇用創出型企業、社会的包摂

### はじめに

最近ヨーロッパやアメリカでも論議になっており、わが国でも論議され始めている地域福祉と福祉文化におけるサードセクター、特に社会的企業（Social Enterprise）の役割をめぐる問題については、筆者はすでにいくつかの論稿の上で検討を加えてきた<sup>(1)</sup>。あたかも2008年10月の日本社会福祉学会第56回全国大会では、社会的排除・格差社会を示す「ソーシャル・エクスクルージョン」とこれへの社会福祉学の対応の課題（いわば社会的包摂としてのソーシャル・インクルージョン）が共通論題として提起された。そうして、2009年10月開催の同学会大会テーマも、「社会福祉における『公共』性を問う」となったのであり筆者も自由論題で報告した<sup>(2)</sup>。

現代福祉国家の危機のもとで、ヨーロッパでは、「福祉主体の多元化」論がすでに以前から論議されている。現代国家の福祉サービスは「公」の責任のみでなく、広く「民」の参加を通じ民も「公共分野」をにない、その責任を分担する（あるいは分担すべき）とする考え方に基礎を置いている。これはG・エスピン-アンデルセンの福祉国家レジームの類型論などの主張とも関連している。

このような方向は、ヨーロッパでは、イギリスやフランス、イタリアなどでの社会的企業論の台頭となって現れている。「公」とともに「民」にもなる「新たな公共」を前提に、これまでの福祉行政におけるフォーマルセクターに対するインフォーマルセクターの役割をも重視し、「社会的排除」の問題に対応して行こうとしている。しかし、わが国の地域福祉において社会的企業といわれる福祉形態の出現はなおこれからの課題である。そうしてこの点に関連して近年イギリスの新労働党のネイバーフッド行政等を参考にローカル・ガバナンスをめぐる論議がみられている<sup>(3)</sup>。

ローカル・ガバナンスというのは、明治大学の中郵章によると、「それは制度、Institutionではなく、社会運営を進めるための仕組みを新しく構築すること、社会を動かすためのあたらしい枠組みを創設する試みであると考えられる。」と述べている<sup>(4)</sup>。このような解釈に立つと地域福祉における社会的企業概念もこのような視点から検討していくことも課題となるだろう。

わが国における社会的企業の今後の可能性を含め、この問題をわが国のこれまでの現状に当てはめてみるとどうなるか。1998年成立の特定非営利活動促進法（NPO法）成立に伴う福祉NPO、福祉協同組合など社会的企業（起業）に類似した団体が雇用、福祉、文化、環境、人材育

2009年12月4日受付／2010年1月20日受理  
Chuji SAKAMOTO  
関西福祉大学 社会福祉学部

成他の分野などでコミュニティの再生と「社会的包摂化」に果たす役割が注目されてきているところである<sup>(5)</sup>。

そこで本稿では、わが国における社会的企業への萌芽ないしはこれへの可能性についていくつかの事例報告と資料提供、筆者の若干のコメントを行なっておくことにした。なお、最近のわが国では、経済産業省などを中心に「ソーシャルビジネス論」(SB)の可能性としてもとらえられる傾向もみられるので、この点にも留意して検討を加えることにしたい。

### 1. 地域福祉における公民連携の方向性について

わが国における公民連携の方向性については、これまで社会福祉協議会の役割が知られることはすでに周知のところである。社会福祉協議会(略称、社協)は、わが国では1950年の社会福祉事業法(2000年に社会福祉法に改正)第74条によって定められた民間団体であるが、運営資金の多くが行政機関から提供されており、自治体からの人材派遣、多額の自治体からの補助金など「公私混合」「半官半民」で運営されているものである。したがって、行政との一体的運営がみられるが、これには、基礎的自治体を基盤に活動している市区町村社会福祉協議会(市区町村社協)、都道府県社会福祉協議会(都道府県社協)、全国社会福祉協議会(全国社協)などがある。すでにみたとおり、社協は、行政との一体的運営のもとで指定管理者制度など行政からの安易な福祉行政の委託により官僚的な一いばお役所仕事の運営が行われる場合もあり、今後の福祉行政における運営の民主化が望まれている。もちろん、民間団体として民間の創意により運営されているケースもある。

これに対し、1998年以降の各種NPOは、わが国でも保健・医療・福祉分野、社会教育の推進、まちづくり、子どもの健全育成、学術、文化、芸術、またはスポーツの振興、環境保全、国際協力、人権擁護、平和活動など多方面に及び一定の役割を担うに至っている。しかし、これへの中央政府・地方政府からの支援は不十分であり、また採算性を度外視した運営が行われている現状からして解散に追い込まれる事例も多くなっている。

ヨーロッパの「社会的企業」は、「第三セクター」ともいわれ、福祉協同組合とNPOとの接点となる分野になっており、これに類する団体はわが国では限られているが、わが国の「社会的企業」といわれるものの萌芽形態について次に若干の検討をしておきたい。

### 2. わが国社会的企業(起業)の可能性と類型

#### (1) 雇用創出型ソーシャルビジネス(社会的企業)の事例

過疎地における雇用創出型の福祉事業体の事例について述べておきたい。今日、わが国の都市・農村の格差は著しいものがあり、大野晃氏によって明らかにされた「限界集落」と呼ばれるものは2006年時点で全国に7,878集落にも達した。限界集落の定義としては65歳以上の高齢者が50%以上いる集落であるが、2人に1人の高齢者の存在する集落では、高齢者の雇用、健康などが当面の課題となる。過疎地での高齢者の雇用や所得のあり方をどのように考えていくべきか。われわれは、これについて2つの事例を提示しておきたい。

##### a 上勝町の彩産業

その一つは、すでによく知られた徳島県上勝町における「彩(いろどり)産業」の事例である。上勝町は、徳島市の中心から西南へ約40kmのところにある。勝浦川上流の標高100m~700mの間に大小55の集落を有する農山村地域である。人口1,955人(2005年国調、2009年10月1日推定人口1,812人)、財政力指数0.15、林野率85.5%の町である。上勝町の振興計画については、筆者もかつてこの町の計画に幾分かかわり、またすでに上勝町の地域活性化の事例とともに全国的にも紹介されてきているところでもある。1981(昭和56)年2月26日氷点下12~16Cの寒さに見舞われ、主要作物であった温州ミカン(120ha)の80%が枯死した。これを機に標高差を利用する地域資源活用型農業に本格的に取り組んだ。

各農家は、地形、集落、人脈などの特性を利用し、多様な作物の中から経営主は花木、妻は彩り農業、息子はシイタケというように経営能力によって作物を選択できるようにした。この中で、「ふかし」の技術を生かした「彩」産業の開発に行き当たる<sup>(6)</sup>。

「彩」というのは上勝町が作り出した新しい概念の産業である。上勝町はもともと20年前から花木の産地であった。簡単なハウスで枝物を早く開花させ(「ふかし」の技術)、花市場に出荷していたが、農協の横石知二はその小枝が高給料亭で盛りつけに珍重されていることに着目し、料亭用に直販や市場に出荷したのが始まりとされている。

現在では、モミジ、ナンテン、ササ、真っ赤な柿の葉、ツバキ葉、亀に細工した添え物を開発した。これは「翠(みどり)」とっている。舟には料理を入れ、鶴や亀は

祝宴の料理に飾られる。舟は1ケースに100個入りである。現在では70種類以上の商材を集落毎に集まり流れ作業で行っている。この産業化の派生的商品として「彩豆腐」など大阪のF社の特許技術を活かして製品化し「都市農村交流センター」で販売をしている。

この彩産業は農協主導の上勝営農部会で行い、高齢者の活用で注目される。彩部会員は約140人、大半が女性である。会員の中には1か月70万円もの所得を得た高齢者婦人もいたと聞いている。当初は年間100万円程度だった出荷額も現在では、約200名の生産者で、年間2億円以上の規模にまで成長している。彩以外にエディブルフラワーも女性を中心とになって作っている。キンセンカ、キンギョソウ、パンジー、バラおよびミニバラ等数十種類をつくり出荷している。女性の研修も料亭やフランス料理店に出かけて行い、食の最先端から農と食を考えるものとなっている。女性-中高年齢者を含むのしやかな感性でニュー付加価値を生み出すことを目指している。いずれにしても高齢者の生きがいをかねた事業であり、季節性があるが一定の雇用効果を生み出した事業といえる。大江正章が述べる通り、まさに「ほんまの福祉」のケースかも知れない<sup>(7)</sup>。その組織は図1のとおりネットワークとなっている。

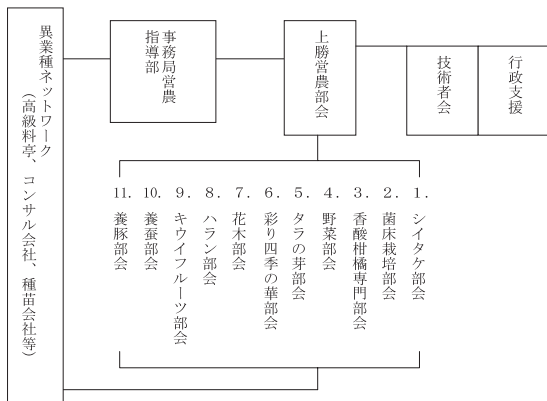


図1 上勝営農部会の異業種ネットワーク

上勝町では（株）いどり（農産物の販売）のほか、（株）バイオ（しいたけのホダ木製造）、（株）かみかついっきゅう（つきがた交流センター、月ヶ谷温泉キャンプ場、スクールバスの管理）（株）ウインズ（国土調査を主目的とした測量設計コンサルタント）、（株）もくさん（木材の伐採搬出から木材加工、住宅建設等一貫した木材産業会社）など5つの第3セクターを運営して町の活性化を図っている（なおこれはイギリスのそれではなく日本型第3セクターである）。上勝町では、ま

た、ごみゼロ運動に関連して、廃棄物を元にした新原料への技術開発や情報のコーディネートを行おうと新たなNPOを設立、事業をスタートさせる計画である。

b 奥出雲町の押花せんべい

今ひとつ紹介しておきたい事例は、鳥根県仁多郡奥出雲町にみられる福祉型産業の一つ電子部品製造会社「エヌ・イー・ワークス」の菓子製造部門の事例についてである。鳥根県の奥出雲町は、鳥根県の山間地に位置し2005年3月末仁多郡横田町と仁多町が合併してできた町である。人口は2005年の国勢調査で15,812人、世帯数4,998で1,980年には19,075人いたので、かなりの減少である。財政では一般会計歳出164億3000万円（2007年度）で財政力指数0.19の過疎の町である。この町に、電子部品製造の会社が2000年に設立されたが、その社長三澤誠の努力で、5か所に工場を持つまでになった。三澤は以前社会福祉協議会に勤務した経験がある。会社では人材派遣とともに福祉施設の障害者などの所得にも貢献できる菓子製造部門を併設し、事業を拡大して現在従業員約130名、2008年の売上高5億円にも達する企業に成長した。いわば過疎地の「社会的企業」として地域の雇用にも貢献している。

福祉施設の所得向上にも貢献できる菓子製造部門の設立には背景があった。2008年秋からのリーマンショック後の世界的な景気後退のもとで、電子部品の受注も減少した。そこで遊休施設を活用し、2009年のバレンタインシーズンからチョコレートを使った菓子の製造販売を開始、事業を軌道にのせて20人程度を菓子部門に配置した。高齢者にも従事できる仕事として食品分野に可能性があるかと判断した。幸い、会社の技術が大手チョコレート会社の目に留まり、2008年秋にパリで開かれたチョコの祭典「サロン・ド・ショコラ」に出展されるなど注目される機会が得られたのであった。雇用を安定的に維持させるためには事業の安定化も必要だった。電子部品製造が手先を使う職人技で、三澤社長は自分たちの技術が地元の食材を加工することで生かせるのではないかと思いついたという<sup>(8)</sup>。

仁多米や地元産の野菜も原料に使い、町内で自社栽培した食用花をあしらったチョコサンドとタルト、生菓子を商品化した。販路では特性を最大限に生かすため、花屋に着目、県内のほか北海道や東京、兵庫の生花店と契約を結び、販売も始まった。「花キューピット」のような流通システムによる全国展開を目指している。

このような押花せんべいの製造は、手先を使う仕事で

あり、特別養護老人ホームや福祉作業所などでの高齢者や軽度の障害者の作業による所得補完的な福祉の事業にも適しており、その後、2,3の施設での活用—そのノウハウを指導—の道も開けつつある。例えば沖縄の伊江島では日本ハイビスカス協会を設立することに協力し、1000種類のハイビスカスを栽培し、ハイビスカス押花せんべいの技術指導に3回ほど出向いている。また、静岡県浜松市の福祉施設（社会福祉法人 復泉会〈くるみ共同作業所〉）に設備の販売及び技術指導を行い、押花せんべいを共同作業所が直接製造販売することになった。このようにして2008年夏には全国の福祉施設約140箇所の手紙を出しPRを行っている。会社である以上採算性もあるが、採算よりも社会的貢献などミッション性も有した企業となっている。

c その他のいくつかの事例

○ライスパーク

岡山県赤磐市赤坂町では、米の加工による仕出し産業がすでに旧町長などのアイデアで実施されている。農業県の伝統を有する岡山県が米の産地として知られることは周知の所である。この伝統を生かし、これまで朝日米のおにぎりをつくって茶店を作ったり、米を原料とした焼酎（「晶」と名づけた焼酎）の製造販売を試みたがいずれも成功はしなかった。赤磐市赤坂町のライスパークは米の仕出しを中心とした産業で、高齢者を含む主婦などが中心となり従業員約130人の産業にまで成長した。一定の雇用効果を持つと期待されている。

○ひめのもち

岡山県真庭郡新庄村は人口1000人足らずの過疎の村である。最近の「平成の大合併」のさいも真庭郡内の市からの合併の誘いもあったが、ダム建設にともなう電源開発調整交付金などもあり財政的にも村が持続できることを前提に合併しない村として進んできた。財政はもちろん楽ではないが、村の産業・まちおこしのひとつとしてもち米を改造し、過疎地の山間地からわき出る清流を活用して「ひめのもち」を開発した。多種類のもちを開発、東京や各地の百貨店など全国に販売している。高齢者・主婦による作業でそれほどの規模とはいえないが、高齢者の産業として村おこしに一定の役割を果たしている。

(2) 福祉協同組合をめぐる課題—コミュニティビジネスイノベーションは可能か—

日本でも、協同組合セクターやNPO法の成立となってあらわれている。協同組合セクターでは、農業協同組

合（厚生連）、消費生活協同組合運動、医療生活協同組合運動（民医連ほか）、福祉生活協同組合などの「非営利・協同組織」、阪神・淡路大震災以後のボランティアの新しい波が知られる。そのうちのひとつ福祉生活協同組合のケースについて「岡山県高齢者福祉生活協同組合」（以下「岡山高齢協」と略す）の事例をみておこう。

岡山高齢協は、今から12年前の1998年設立された。介護保険法成立以前から介護保険、障害者支援などの活動を行ってはいたが、2000年4月より介護保険法ができ本格的に介護保険事業に参入した。また、2003年以降は支援費制度のもとでの障害者支援活動、2006年以降の介護保険法改正、障害者自立支援法のもとで新たな福祉事業の展開をみている。

2009年6月現在の資本金額980万円、組合員数608名、「元気な高齢者がより元気に」「寝たきりにならない、しない」などをモットーに、上記の福祉事業のほかに高齢者の生きがい文化事業、ホームサポート事業（仕事おこし）、地域住民への朝市、食事会、料理・絵手紙・詩吟・書道などのサービス活動を行っている。コミュニティビジネスとまではいかないが、これに類似した日常活動となっている。事業高約1億2千万円となお小規模事業所の域を出ないが、それでも岡山・倉敷に3つの事業所をもち、倉敷市の指定管理者制度にもとづく水島地区の「いこいの家」の管理、市の企画提案事業にもとづく子育て支援事業、「びよびよひろば」等の開設をみている。

また、高齢者の生きがい文化事業としては、高齢者から生活・意見をまとめた作文を募集、毎年高齢者主張大会を開催、最近では高齢者のファッションショウなども並行して行うところとなっている。岡山県文化祭行事の一環ともなっており高齢者の活動として岡山市など行政側からも表彰されるまでになっている<sup>(9)</sup>。

高齢者の生活協同組合は全国に連合組織として現在35の組合が参加しており、消費生活協同組合法に基づき組織され、全国連合会を結成している（理事長は元東大教授の労働経済論・社会政策専攻の兵藤釗氏）。連合会加盟23組合、事業高44億円、組合員3万6000人と協同組合運動が歴史的に発展してきたイギリスなどに比べるとなお小規模ではあるが、今後の発展の可能性を秘めている<sup>(10)</sup>。

問題は、高齢者協同組合が消費生活協法に基づき運営されている関係上員外利用が規制（10分の10）され限られており、近年「協同労働の協同組合」法制化をキャッチフレーズに新たな協同組合法の制定をめざす市民会議

の運動が起こっている。わが国でもワーカーズ・コレクティブの考え方と広がりが見られ出していることが注意される。ワーカーズ・コレクティブというのは、そこに働く人々によって所有（出資）され、管理される事業で、自主管理、自主運営、直接民主主義的経営が中心である。構成メンバーは既婚女性が大半で、生活関連事業や、理念性の高い事業に取り組んでいる団体も多い。

この動きは、すでに自民党政権時代から民主党議員をはじめ自民党議員を含む超党派の国会議員の賛同のもとで法制化をめざす運動が行われてきたが、このたびの政権交代によりその動きは新たな段階に入ることが予想される。今後の時機をみた国会での法制化への動きが期待される。新法制の骨子（まだ素案に止まるが）となる部分のみを資料としてかかげておく。

<p><b>第一 総則</b></p> <p>一 目的 この法律は、共同出資・共同経営で働くものたちの組織に対し法律上の能力を与えること等により、働く意思のある者らが人たるに値する生活と働き方を求め就労の場を自発的に創出する活動を推進し、併せてこれらの者による地域社会の発展に貢献する活動を促進し、もって働く意欲を持つたれもがその能力を生かせる社会の実現に資することを目的とすること。</p> <p>二 定義 1 共同出資・共同経営で働くとは、働く意思のある者たちが協同で事業を行なうために出資をし、協同で経営を管理し、併せて協同で物を生産し又はサービスを提供する働き方（以下、協同労働）をいうものとする。 2 協同労働を行なうための組織とは、ワーカーズ協同組合をいうものとする。</p> <p>三 組合の基準 1 組合の組合基準は、次の各号とするものとする。 (一) 組合員が任意に加入し、又は脱退することができるものであること。 (二) 組合員の出資1口1口は、各組合員において同一の金額とするものであること。 (三) 組合員の議決権及び選挙権は出資口数にかかわらず、平等とするものであること。 (四) 剰余金がある場合には、働く意思のある者の就労の創出・確保等のために支出される積立金及び労災事故等に備える保険引当金等に、これを積み立てるものであること。 (五) 剰余金を処分する場合には、まず前号に掲げる積立を行ない、剰余がある場合は労働に対する割り戻し及び組合員が承認するその他の活動に配分し、更に剰余がある場合は出資に対する配当を行ない得るものとするものであること。 ただし、配当を行なう場合は、出資に対する配当の率が制限されるものとする。 2 組合員において事業に従事する者は原則として組合員とし、組合員は組合の事業に原則として従事するものとし、定款で定めを行なった場合は、組合の事業を利用し又は事業を支援するだけの組合員の参加を認めるものとする。 3 組合員に関して定款で定めをなすについては、組合の事業の利用者及びその組合が所在する地域の地域団体又はその構成員と事業に従事する組合員との協同を積極的に推進することを旨とするものとする。</p> <p>四 事業 組合は次の事業を行なうものとする。 (一) 社会に有用な物又はサービスを提供し、自己及び他の者のために就労の場を自発的に創出する事業 (二) 組合員及び他の就労希望者の職業能力及び協同組合に関する知識の向上を図る事業 (三) 組合員の生活の共済に関する事業 (四) 地域福祉及び地球環境の向上を推進する事業等の地域社会の発展に貢献する事業 (五) 協同組合間の協同及び前各号のいずれかの事業を主たる事業として行なう法人等との地域的協同を促進する事業 (六) 前各号に付帯する事業</p> <p>(中略)</p> <p><b>第二 組合員</b></p> <p>一 組合員資格 1 組合員として協同労働に従事する者は、組合員（従事組合員）とするものとする。 2 次に掲げる者は、定款の定めに従って組合員になることができるものとする。 (一) 無償ボランティア（ボランティア組合員） (二) 組合の提供する物又はサービスを利用するのみの者（利用組合員） (三) 組合の目的に賛同し出資を行なうのみの者（出資組合員） (四) 前各号のいずれかの仕方での組合の業務に関与する、集落等に基礎をおく地域団体又はその構成員 3 出資のみの組合員の出資金総額に対する割合は、定款でこれを定めるものとする。</p> <p>注）「協同労働の協同組合」法制化をめざす市民会議（会長：笹森清）</p>
---

資料1 「ワーカーズ協同組合」（仮称）法  
（協同で出資し、協同で労働する組織の法律・要綱案）

### （3）社会的排除克服型—釜ヶ崎支援機構他

リーマンショック以降のわが国の不安定就業・不安定住居者の顕在化は「社会的排除」をめぐる問題として大きな社会問題の一つとなっていることは周知のところである。その典型の一つに大都市における貧困生活者・ホームレスをめぐる問題があるが、大阪市西成区のあいりん地区「釜ヶ崎」における貧困生活者の支援問題はその象徴的な存在である。

この地区の支援活動については、これまで、多くの支援グループがあり、NPO やキリスト教会、YMCA などをはじめとする宗教団体等の炊き出し活動などが知られている。例えば、渡辺順一をはじめとする野宿者問題を考える宗教者連絡会の集まりである「soul in 釜ヶ崎」の炊き出し活動などはよく知られるが、同連絡会では有志活動家により著書も記し活動を続けている<sup>(11)</sup>。

大阪市立大都市研究プラザによる「釜ヶ崎のまち再生フォーラム」などもみられているが、特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構（南分室）のお仕事支援部の活動も注目される。同大学大学院創造都市研究科と同支援機構は2007年6月～12月大阪市内・府内で実施した『若年不安定就労・不安定住居聞き取り調査』があるが、釜ヶ崎では、野宿者に安い価格での住宅貸与を行うNPO活動が特に注目される。住宅提供は、ホームレスの人びとにとっても最大の支援のひとつとなるからである。他に毎週の炊き出し活動もある。これらの中には、なお企業形態をとらない任意のボランティアグループなどもあるが、住宅提供の事業活動は、わが国における社会的排除者への包摂をミッションとした「社会的企業」の萌芽形態の一つと言えないだろうか。

### 3. 社会的起業育成への動き

さいごにわが国の「社会的企業」の展開方向と関連して経済産業省のきも入りとなっている「ソーシャルビジネス研究会報告書」（2008年4月、以下SB）があるのでこれをみておこう<sup>(12)</sup>。ソーシャルビジネスというのは「少子高齢化や環境など様々な社会的課題が顕在化する中、そうした社会的課題をビジネスとして事業性を確保しながら自ら解決しようとする活動」とされている。その定義を要約すれば、

- ① 社会性：現在解決が求められる社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること。
- ② 事業性：①のミッションをビジネスの形に表し、継続的に事業活動を進めていくこと。

- ③ 革新性：新しい社会的商品・サービスや、それぞれ提供するための仕組みを開発したり、活用したりすること。その活動をとおして新しい社会的価値を創造すること。

の3つがあげられている。

また、これまで言われ地域コミュニティ活動、ボランティアなどを含め社会的課題を解決しようとして設けられたコミュニティビジネス（CB）とソーシャルビジネス（SB）の関係を図示してみると図2のとおりとなる。先の3つの定義の内前者では社会性が強く、また、CBが主な事業対象を国内に置くのに対しSBは国内海外を問わないなどの特徴がある。

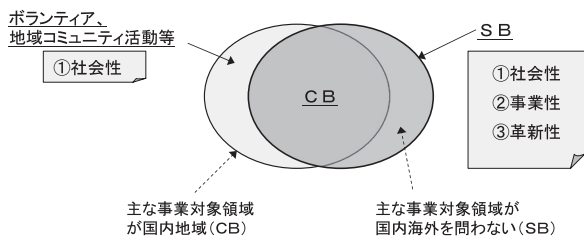


図2 コミュニティビジネスとソーシャルビジネスの関係

出典) ソーシャルワークビジネス研究会報告書(2008)による

ソーシャルビジネスの支援に当たっては、SBの事業展開に対応した支援が必要であり、事業を継続・展開できる仕組みを作ることが重要であるが、その直面する課題としては①社会的認知度の向上、②資金調達の円滑化、③SB等を担う人材の育成、④事業展開の支援(税務、会計、法律などのソフト面、事業所などのハード面)、⑤SBの事業基盤強化、等があげられている。

SBの事業分野として今後期待される事業分野では、保健・医療・福祉(21.3%)、教育・人材育成(17.8%)、障害者や高齢者、ホームレス等の自立支援(17.8%)、安全・安心(防災・防犯)(14.3%)等である。これを図示すると図3の如くなる。

SBはEU型のミッション性を持った社会的企業というよりも、アメリカ型のビジネスが中心となる社会的企業に傾斜しているとも考えられるが、これら起業の活性化がもし実現していくとすればわが国に新たな「社会的企業(起業)」の誕生がみられることとなる。

なお、上記に関連して最近政府が検討している「地域雇用創造マネージャー」制度整備の方向との関係について述べておきたい。この制度は、2010年2月に創設し、年1万人程度の雇用を生み出すことを予定しているもの

である。介護、保育、環境保全などに貢献する社会起業家を育てることを目的としたものであるが、企業形態としては株式会社ないしは特定非営利活動法人(NPO)として、これらの創業者を育成する事業を目指すものである。NPOのネットワークをもつ団体の研修事業を支援し、研修を終えた人材を全国に派遣し、創業を促すもので、予算規模は50億～100億円を想定している。

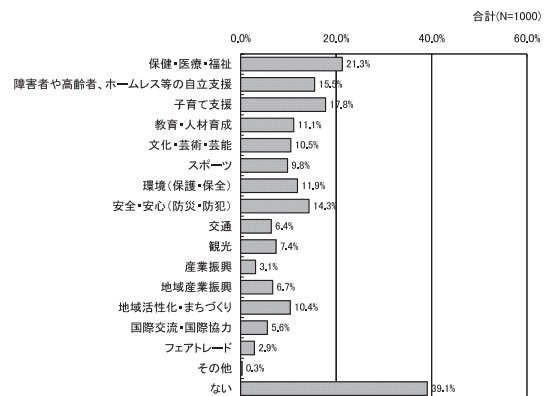


図3 今後期待されるSBの事業分野

出典) ソーシャルワークビジネス研究会報告書(2008)による

むすびにかえて

以上、EU諸国を中心とした社会的企業をめぐる動向を踏まえて、わが国における社会的企業の今後の可能性についていくつかの資料を上げて検討してきた。ここでは、(1)高齢者や障害者、中高年者を対象とした雇用創出型の企業について過疎自治体におけるいくつかの事例、(2)高齢者福祉生活協同組合の福祉文化活動の事例、(3)社会的排除克服型のNPO等について紹介し検討を加えてきた。また、近年経済産業省が推奨しているソーシャルビジネス(SB)の今後の可能性についても言及した。

ヨーロッパの社会的企業がNPOと協同組合の接点において展開をみていることから、わが国でも今後、協同組合やNPOを基盤としつつ多様な展開方向が期待されることだろう。また、リーマンショック以降のわが国の未曾有の経済不況の中で、不安定就業者が増大していく中で、若年者や高齢者を中心としたソーシャルビジネス(SB)やベンチャー型起業の立ち上げ方向も期待されているところであろう。それへの道は曲折に満ちているかも知れないが、わが国でも各地域共同体、コミュニティを基盤としつつ地域福祉におけるこのような展開方向が期待されているところであり、この分野におけるソーシャルワーカーの新たな役割も期待されるところである。

注)

- 1) 坂本忠次 (2009) 『現代社会福祉行財政論』 大学教育出版  
第8章参照。  
同 (2009) 「現代の社会福祉と『新たな公共』 - 社会的包摂と社会的企業の役割 -」 関西福祉大学社会福祉研究会編 『現代の社会福祉 - 人間の尊厳と福祉文化 -』 日本経済評論社, 所収.
- 2) 本稿は, 日本社会福祉学会 第57回全国大会報告 2009年10月10日 於法政大学における拙報告「現代の社会福祉の役割と『新たな公共』 に向けての課題 - 地域福祉における社会福祉協議会, NPO, 福祉協同組合, 社会的企業の役割 -」を基礎としている.
- 3) ローカルガバナンスについては, 例えば, 山本隆 (2009) 『ローカル・ガバナンス - 福祉政策と協治の戦略 -』 ミネルヴァ書房がある.
- 4) 中邨 章 (2005) 『危機管理と行政 グローバル社会への対応』 明治大学社会科学叢書, ぎょうせい, 同 (2003) 『自治体主権のシナリオ ガバナンス・NPM・市民社会』 芦書房.
- 5) 前掲, 坂本 (2009) および坂本 (2009. 3) 「福祉社会における『新たな公共』 への可能性 - NPO, 福祉協同組合, 社会的企業 -」 『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』 第12号.
- 6) 上勝町については, 目瀬守男・坂本忠次他 『地域活性化シリーズ⑤ 新・いきゅうと彩の里・上勝』 明文書房, 2002, 参照.
- 7) 大江正章 (2008) は, 上勝町の彩産業を「これがほんまの福祉です」と紹介している (同代『地域の力』 岩波新書, 第3章).
- 8) 例えば『日本経済新聞』 2009.3.28 他ローカル各紙参照.
- 9) 福祉生活協同組合など社会的企業の地域社会福祉, 福祉文化に果たす役割についての事例研究としては, 一番ヶ瀬康子・河島 修編 (2001) 『高齢者と福祉文化』 明石書店がある. 高齢者福祉協同組合の福祉文化の実現などが取り上げられている.
- 10) イギリスの協同組合との関係では, 例えば, 中川雄一郎 (2008) 「地域づくりと社会的企業」 『新しい公共と市民自治』 協同組合研究所 研究年報, 所収.
- 11) soul in 釜ヶ崎編 (2008) 『貧魂社会ニッポンへ - 釜ヶ崎からの発信 -』 アットワーク社.
- 12) ソーシャルビジネス研究会 (2008) 「ソーシャルビジネス研究会報告書」 (座長谷本寛治 - 橋大学教授)

